

こうふ開府500年記念 甲府市遊亀公園附属動物園 開園100周年記念イベント企画運營業務委託仕様書

1 業務委託名

こうふ開府500年記念 甲府市遊亀公園附属動物園 開園100周年記念イベント企画運營業務委託

2 業務委託の概要

(1) 目的

多くの甲府市民は、身近にある遊亀公園附属動物園で、動物の鳴き声や動きに対する子どもの反応の変化から、子どもの成長を実感する場として、また集い憩う場として、世代を越えて動物園を利用し、動物から元気や勇気をいただいていた。

こうした中で、「こうふ開府500年」、「遊亀公園附属動物園開園100年」という、歴史的な節目を迎え、新たな歴史を刻み始めている。ついては、この記念すべき機会に、市民や関係機関と協働し動物園の100周年を祝うことを目的に、「甲府市遊亀公園附属動物園 開園100周年記念イベント」を実施する。

(2) 概要

キャッチフレーズは、これまで多くの市民が、動物から元気や勇気をいただいていることから「げんき ゆうき 100周年」とし、動物園のこれまでの歩みを次世代に伝え、動物園の役割を再認識する中で、新たな賑わいが創出できる場につなげるよう、市民や関係機関と協働した四季を通した事業展開を行う。なお、プレイベントとして夏季事業を既に実施しているため、秋季、冬季の事業における業務を委託することとする。

(3) 事業期間及び履行期間

ア 事業期間

- ・秋季:11月9日(土)・10(日)を含め1週間程度で、午前10時から午後4時までとする。
- ・冬季:12月中・下旬で1日程度

イ メインイベントの開催日

- ・令和元年11月9日(土)・10日(日)の2日間をメインとした1週間程度の秋季事業を主とし、冬季は12月中・下旬で1日を要するイベントを開催する。
- ・11月9日(土)・10日(日)以外の日程や時間は協議により決定する。

ウ 履行期間

履行期間は、契約締結日から令和2年3月27日(金)までとする。

(4) 履行場所

ア イベント会場

甲府市遊亀公園及び附属動物園を会場とする。必要に応じて、記載以外の会場の使用も可とするが、遊亀公園の第1及び第2駐車場は、原則イベント会場とすることはできない。

イ 駐車場

関係者駐車場は、手配の方法も含めて協議により決定する。

3 業務内容

業務は、目的を踏まえたイベントの開催・実施に必要な全ての業務を含むものとし、遊亀公園附属動物園や関係機関と連携した事業とするため、準備や運営に関して調整を図り、市民の参加や協働が得られる事業とすること。また、イベントの性格上、企画内容の見直し、出演者、演目の追加・変更等が見込まれるため、柔軟に対応することとし、雨天時の対応を考慮した企画・運営としなければならない。

なお、動物や近隣住宅への影響を鑑み、音量等に十分配慮すること。

(1)これまでの歩みを次世代に伝える事業に係わる業務(秋季)

ア モニュメントの設置と式典の実施

100周年を記念するモニュメントを設置し、令和元年11月9日(土)には、記念式典を実施すること。

イ 市民や関係団体が出演する企画の実施

式典とともに、市民や関係団体が出演する企画を実施すること。

ウ 遊亀公園や動物園の歴史を学ぶ企画の実施

参加者が、遊亀公園や動物園の歴史を学ぶ企画を実施すること。商品を提供するなど、費用が発生する場合は委託料に含めること。

(2)賑わいを創出する場として活用を促す事業に係わる業務(秋季)

ア 動物園100周年の特別感の演出

100周年の特別感が実感できるような演出を公園及び動物園で実施すること。

※夜間照明は鳥類などに影響が考えられるため、特別な配慮が必要となる。

イ パフォーマーの招聘

音楽堂のあった歴史を鑑み、市民が芸術に親しめるようパフォーマーを招聘すること。

ウ こども遊具等の設置

遊具を設置すること。なお、実施にあたり100円程度の使用料を徴収することもできる。

エ 飲食・物販マルシェの主催者との連携(2日間)

受託者は、山梨県内で実績のある飲食・物販を行う主催者を募集し、35程度の出店ができるよう調整すること。

※出店者の募集やテントの設営・撤去、許認可、事故、出店料の徴収など、全て主催者や出店者の責任で実施すること。したがって、委託料には含めないが、委託者は公園使用料を免除し、飲食・物販マルシェの周知に努める。

(3)動物園の役割を再認識する事業(秋季)

ア 動物園の将来像などを示すイメージの演出

遊亀公園の過去から現在、将来像のイメージなどを示す演出を行うこと。

(4)冬季の賑わいを創出する事業(冬季)

ア 冬季の集客事業

動物園のクリスマスイベントなどの既存事業との連携を検討し実施すること。

(5) 事業の整理(場所・期間は想定)

秋季事業を、委託事業、民間事業者等との連携事業などに区分し、次のとおり整理する。

事業内容	委託事業	民間連携	実施場所		市民参加・協働・官民連携	期間の想定				
			公園	動物園		10月下旬	11月9日(土)	11月10日(日)	11月下旬	12月
(1) これまでの歩みを次世代に伝える事業										
ア モニュメントの設置と式典の実施	●		○				◎			
イ 市民や関係団体が出演する企画	●		○		○		○	○		
ウ 遊亀公園や動物園の歴史を学ぶ企画	●		○	○	○		○	○		
(2) 賑わいを創出する場として活用を促す事業										
ア 動物園 100 周年の特別感の演出	●		○				○	○		
イ パフォーマーの招聘	●		○				○	○		
ウ こども遊具の設置	●		○				○	○		
エ 飲食・物販マルシェの主催者との連携	○	●	○		○		○	○		
(3) 動物園の役割を再認識する事業										
ア 動物園の将来像を示すイメージの演出	●		○	○			○			

(6) その他(参考)

次の事業は、主に動物園の役割を再認識する事業として市で実施する。イベント全体で時間調整等が必要なため、委託者と協議する中で連携体制を構築し事業を推進すること。

ア 観光ボランティアガイドによる案内

甲府市観光ボランティアガイドの協力を得て、遊亀公園の存立の経緯などの、時代考証とともに歴史の案内を行うため、観光ボランティアガイドの休憩スペースを確保すること。

イ 入園料の免除

100周年を祝う感謝祭として実施するため、動物園の入園料を無料とする。

ウ 100周年特別感謝ガイド(バックヤード)の実施

普段は非公開の場所を巡るバックヤードツアーを行う。

エ アニマルガイド100周年 ver.の実施

担当者の取り組み等を伝えるアニマルガイドで動物園の役割を再認識する機会とする。

オ えさやり体験(100周年のお祝いプレゼント)

動物への感謝を込めて、プレゼントを贈り、動物への親近感、愛護精神を養う。

カ 100周年特別ユニットによる周知

家畜は人間の生活に欠かせない動物であった事を伝えるとともに、イベントを周知する。

(7) 広告宣伝・PR周知業務(秋季)

ア 効果的なイベント周知の実施

集客効果の高い媒体(広告宣伝物の作成、HP、SNS、TVCM、新聞への広告等)を検討し、本事業のターゲットに周知を図ること。

イ ネーミング等の考案

イベントのネーミング等を考案し、委託者と協議の上決定すること。

ウ 掲載内容

イベントの内容とともに、同日に開催する民間事業者等の事業や委託者の自主事業の内容を掲載すること。

(8) 会場設営・撤去等業務(秋季)

来場者の動線、景観、安全等に配慮し、必要な措置を講じて会場設営を行うこと。また、イベント終了後は速やかに撤去すること。なお、設営に関しては、次の事項に留意すること。

ア スペースの確保

- ・飲食・物販マルシェの主催者と協議し、35程度の出店可能な場所を確保すること。
- ・来場者が休憩で利用する長机、プラスチックベンチ(パイプ椅子可)を設置する場所を確保すること。

イ 式典会場等の設営・撤去

式典、市民や関係団体が出演する会場の設営及びモニュメントを設置すること。

ウ テントの設営・撤去等

テントの設営においては、安全管理を目的としたウエイト等を設置すること。ただし、安全管理を目的としたもの以外については、委託者の意向により変更できるものとする。なお、公園内で実施予定の民間事業者が自主開催する出店者のテントは除く。

(ア) 来場者飲食用のテント・机・椅子、休憩用のプラスチックベンチ等の設営・撤去

来場者飲食用のテントサイズは10m×10mを目安として最低3張を基本とし、テント内の備品(来場者が利用する長机、プラスチックベンチ又はパイプ椅子)は来場者を勘案し必要数を設置すること。

(イ) 委託者が使用するテントの設営・撤去

テントは3坪テントを基本とし、各テント内の備品には装飾看板・長机2枚・椅子4脚・テーブルクロス・照明等の必要設備を設置すること。

- ・本部テント3張(案内、警備・スタッフ控え、救護)

- ・委託者で使用するPR用テント3張

エ 会場内の装飾業務

事業の目的、イベント名称、キャッチコピーに基づき、会場内の装飾を企画し実施すること。

オ 音響設備や照明設備・給排水設備等の設営

会場内に必要な設備を設置すること。

(ア) 音響や照明設備等の設置

音響や照明(提案内容に応じて)設備を、電気工事とともに設置すること。電気料金等が発生する場合は委託料の経費に含むこと。

(イ) 給排水設備等の設置

給排水設備(シンク等)の必要な設備を設置すること。

(ウ) 案内看板等の設置

会場周辺の交通情報の看板を制作し利用者へ周知すること。来場者に対しては、会場レイアウトのわかる看板を設置すること。

カ 会場内の清掃

会場内の美化を図るため、ごみ箱等の設置を行うこと。清掃員については委託者との協議の上、市職員を手配することもできるものとする。

※イベント終了後における集積したごみの収集手配は委託者において行うが、集積場所については委託者と協議すること。

(9) 関係機関との事前調整及び届出業務(秋季)

ア 必要な各種手続き等

会場を使用する際の手続きとともに、必要に応じて、保健所・警察署・消防署等の関係機関と協議を行い、申請・届出に必要な書類・資料等を作成すること。また、各種使用料及び電気料・水道料等の必要な経費を支払うこと。

会場名	使用料等	備考
甲府市遊亀公園	無料	

イ 救護における保健師の手配及び会場内外を安全に管理する警備員等の手配

救護における保健師を委託者と協議し手配すること。また、会場内外に配置する警備員やスタッフ、ボランティアスタッフの手配を必要に応じて行うこと。

(10) イベント開催に伴う保険手配業務(秋季)

ア ボランティア保険

任意でボランティアスタッフを手配する場合は、次の内容を最低補償として加入すること。

- ・対象 ボランティアスタッフ(1名につき)
- ・補償額 死亡・後遺障害保険金 1,200万円
入院保険金日額 6千円
通院保険金日額 4千円

※賠償保険の補償付きのものであること

イ 来場者・施設等に対する賠償責任保険

イベント来場者に対する保険は、委託者において「全国市長会」市民総合賠償補償保険に次の内容で加入しているが、受託者においても事故等の発生を勘案して賠償責任保険に加入すること。

支払限度額

- ・身体賠償 1名につき2億円、1事故につき20億円
- ・財物保険 2,000万円
- ・入院補償保険金 最大15万円(91日以上)
- ・通院補償保険金 最大6万円(91日以上)

※受託者は、加入した賠償責任(対人・対物)及び傷害保険の内容について確認ができる写しを提出すること。

(11) 来場者数計測業務(秋季)

来場者計測に伴う器具・手法・人員は、受託事業者において手配を行うものとするが、計測人員については委託者との協議の上、市職員を手配することもできるものとする。

(12) アンケート実施業務(秋季)

来場者100人以上に対して委託者が用意するアンケート調査を実施すること。調査実施後はレポートとして報告すること。調査人員は委託者との協議の上、市職員を手配することもできるものとする。

(13) イベント運営機器手配業務(秋季)

イベントを運営するにあたり、無線等を必要台数手配すること。なお、本部テント用(1台)、職員用(7台)、各無料駐車場用(各1台)は、必ず手配すること。

(14) 運営マニュアル作成等業務

ア 運営マニュアルを作成し、従事する全ての関係者と共有すること。

・運営マニュアルには、タイムスケジュール、スタッフ配置表、会場レイアウト、緊急時の対応や指揮系統等、必要な事項を全て含むこと。

・防火・事故防止等安全対策について記載すること。

・雨天時や突発的なトラブル時の対策(中止も含む)等の危機管理について記載すること。

イ 会場運営責任者を本部テントに常駐させるとともに、委託者と連絡調整できる体制を確保すること。

ウ 運営スタッフは、統一感のある衣装(例えば、スタッフ専用キャップ)又は来場者がスタッフと一見してわかるように配慮すること。

エ 作成したマニュアルについては、遅くとも開催日14日前までに紙・データでそれぞれ1部委託者に提出すること。

(15) イベントの記録・検証業務

受託者はイベントについて記録・検証を行い、報告書を成果物とともに提出すること。

4 市職員の役割(秋季)

受託業務のうち軽微な業務については委託者と協議の上、市職員の動員も可能なものとする(市で協力できる人員は40人程度であり、協力内容は、来場者数計測業務、アンケート実施業務、イベント駐車場の運営他、会場内における案内、清掃活動等を想定)。

5 成果物の提出

業務完了後、「業務内容」に関する資料、記録写真、報告書等を紙媒体で一式提出するとともに、「調査報告書」としてまとめた電子データ(ワード又はエクセル形式及びPDF形式でC

D-R等の電子記録媒体に保存)と印刷物2部を提出すること。

なお、提出された成果物については委託者が自由に編集・使用できるようにすること。

6 注意事項

- (1) 受託者は、甲府市個人情報保護条例(平成15年12月条例第42号)を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (2) 甲府市都市公園条例等の関係法令を遵守すること。
- (3) 業務委託における成果品の所有権、著作権、利用権は、市に帰属すること。
- (4) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩してはならない。
- (5) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (6) 荒天や災害等の不可効力により受託者に損害が生じた場合、受託者は委託者に対してその損害を請求することはできない。また、委託者・受託者の責任によらない事情によりイベントが中止となった場合は、双方で協議を行う。
- (7) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、委託者と協議を行うこと。